熊本市公報

第１４９５号

発行所　熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日　毎　月　末　日

目　　次

規　　則

○熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則（第45号）…… 2706
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（第46号）…… 2707
○熊本市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（第47号）…… 2709
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（第48号）…… 2711
○熊本市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（第49号）…… 2713

議　会　局

○熊本市議会局処務規程の一部を改正する規程（議会規程第３号）…… 2714

規　　則

規　則　第　４５　号

令和　７　年　５　月２７日

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和６２年規則第４１号）の一部を次のように改正する。

第５条第１号中「懲役、禁固」を「拘禁刑」に改める。

別表第４中「８１，２９０円」を「８５，４９０円」に、「４０，６００円」を「４２，７００円」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第５条第１号の改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

２　この規則による改正後の別表第４の規定は、令和７年４月１日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

規　則　第　４６　号

令和　７　年　５　月３０日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和４４年規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第６条の２第１号中「懲役、禁固」を「拘禁刑」に改める。

第２２条中「わからない」を「分からない」に改める。

（熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第２条　熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成２０年規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第１０条ただし書中「様式第５号」を「同様式」に改める。

様式第１１号から様式第１３号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（熊本市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第３条　熊本市心身障害者扶養共済制度条例施行規則（平成２４年規則第１２３号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「、前項」を「、同項」に改める。

様式第３号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（熊本市災害救助法施行細則の一部改正）

第４条　熊本市災害救助法施行細則（平成３１年規則第４６号）の一部を次のように改正する。

様式第７号中「第３１条」を「第３２条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

１　この規則は、令和７年６月１日から施行する。

２　拘禁刑に処せられた者に係る他の規則その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

規　則　第　４７　号

令和　７　年　５　月３０日

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則（平成２７年規則第４６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「より」の次に「同令第１１条第１項第１号に該当する場合の生活困窮者住居確保給付金の支給（以下「家賃相当額の支給」という。）又は同項第２号に該当する場合の」を加え、「（以下「給付金」という。）の支給」を「の支給（第４条においてこれらを「給付金の支給」という。）」に改め、同条第２項第１号及び第２号中「場合」の次に「であって、就職を容易にするため住居を確保する必要があるとき」を加え、同項に次の１号を加える。

(3)　住居を喪失し、又は喪失するおそれがある場合であって、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があるとき（前２号に掲げるときを除く。）　入居予定住宅に関する状況通知書

第２条第３項中「前項第１号」の次に「又は第３号」を加える。

第３条第１項中「給付金の支給」を「家賃相当額の支給」に改める。

第４条中「受給者は、給付金の額」を「給付金の支給を受ける者は、当該給付金の支給額」に改める。

第５条中「給付金の支給期間」を「家賃相当額の支給の期間」に、「、支給期間」を「、当該期間」に改める。

第６条の見出し中「支給停止」を「支給中断」に改め、同条中「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成２３年法律第４７号）第７条第１項に規定する職業訓練受講給付金の支給を受けることが決定したときは、住居確保給

付金支給停止届」を「家賃相当額の支給の中断を希望するときは、住居確保給付金支給中断届」に改める。

第７条中「給付金の支給」を「家賃相当額の支給」に改める。

第８条第１項中「、給付金の支給」を「、家賃相当額の支給」に改め、同項第１号中「求職活動」を「求職活動等」に改め、同項第２号中「常用就職し、その就労により、」を「常用就職（家賃相当額の支給の決定前の常用就職を含む。）をしたこと又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したこと（次項においてこれらを「常用就職等をしたこと」という。）に伴い、当該家賃相当額の支給の決定後に得られた」に改め、同項第４号中「給付金の支給」を「家賃相当額の支給」に改め、同項第５号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第２項中「常用就職をしたこと及びその就職」を「常用就職等をしたことの報告又は当該就労」に、「給付金の支給」を「家賃相当額の支給」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の熊本市生活困窮者自立支援法施行細則（次項において「改正後の規則」という。）第８条第１項第５号の規定は、令和７年６月１日から施行する。

２　改正後の規則第２条及び第４条の規定は、令和７年４月１日から適用する。

規　則　第　４８　号

令和　７　年　５　月３０日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和４４年規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第６条の２第１号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附　則

１　この規則は、令和７年６月１日から施行する。

２　この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第１６条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和２３年法律第１６８号）第５６条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

施行規則第６条の２第１号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

規　則　第　４９　号

令和　７　年　６　月１３日

熊本市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

別表第１備考中「２０メガバイト」を「電子情報処理組織を使用して１回で複写させることができる容量の上限」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市情報公開条例施行規則の規定は、令和７年３月１日から適用する。

議　会　局

議会規程第３号

令和７年５月27日

熊本市議会局処務規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長　　大石　浩文

熊本市議会局処務規程の一部を改正する規程

熊本市議会局処務規程(昭和４０年議会規程第１号)の一部を次のように改正する。

第１条中「秘書係」を「秘書係九州議長会係」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の熊本市議会局処務規程は、令和７年４月１日から適用する。